

第11回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（昆虫類等陸生節足動物）議事録

1. 日時 令和元年8月28日（水）14時00分～15時15分
2. 場所 一般財団法人自然環境研究センター 7階 第2会議室
3. 出席者（敬称略）

（座長） 石井 実

（委員） 荒谷 邦雄 小野 展嗣
五箇 公一 平井 規央
森本 信生

（環境省） 北橋外来生物対策室長
八元外来生物対策室長補佐
深谷外来生物対策室長補佐
知識外来生物対策係長

（農林水産省） 滝大臣官房政策課環境政策室課長補佐

4. 議事

【環境省 八元外来生物対策室長補佐】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第11回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（昆虫類等陸生節足動物）を開催いたします。

進行を務めさせていただきます環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室の八元と申します。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、外来生物対策室長の北橋より御挨拶申し上げます。

【環境省 北橋外来生物対策室長】 皆様、こんにちは。今、御紹介がありました環境省の外来生物対策室長を務めております北橋と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しいところ、第11回の特定外来生物等分類群専門家グループ（昆虫類等陸生節足動物）という集まりでございますけれども、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

また、先生方には日ごろより外来生物対策につきまして、御助言、御協力いただきまして、この場をおかりしまして改めて御礼申し上げたいと思います。

外来生物法ができましたのが平成17年ということでございますけれども、これまで特定

外来生物指定につきましては法律の制定当時に90種類程度を集中的に指定したところでございます。その後は新規に随時指定しておるところでございますけれども、近年につきましては平成17年につくりました生態系被害防止外来種リストに基づきまして、主に侵入防止のものですとか侵入初期のものを中心に、指定効果の高いものを中心に指定を進めてきたところでございます。

今現在のところと言いますと、全分類群合わせて148種類が指定されているということになってございます。このグループは主に昆虫等を対象とした専門家グループということになりますけれども、昆虫類等につきましては、法指定当時にアリ類ですとかゴケグモ類、それからセイヨウオオマルハナバチなどを指定しておりまして、最新のところではクビアカツヤカミキリですとかマルバネクワガタなどを追加で指定させていただいているところでございます。

本日の検討材料といたしましては、我々事務局のほうからは、これまで指定をしておりますヒアリとアカカミアリがございまして、その周りになりますアリ類を挙げさせていただいております。ヒアリにつきましては、小さな生き物ではありますが、非常に大きな影響があるということで近年特に我々環境省、あるいは政府全体としても力を入れて防除の取り組みを進めてきたところでございますけれども、そのほかの種類につきましても、もし入ってきたら非常に大きな影響があるのではないかと考えておるところでございます。今回の御検討におきましても忌憚のない御意見をいただいて議論いただければと思っておりますので、短い時間ではございますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

【環境省 八元】 本日の検討会は公開で開催いたします。また、検討内容につきましては本日の出席者に事前確認の上、議事録、議事概要として環境省のホームページで公開いたしますので、御承知おきください。

座長につきましては、これまで石井委員にお願いしていたところですが、本日も石井委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

一同了承**【環境省 八元】** ありがとうございます。御賛同を得ましたので、以降の進行につきましては石井座長にお任せいたします。それでは、どうぞよろしく願いいたします。

【石井座長】 こんにちは。石井でございます。進行役を務めさせていただきます。

次第をごらんください。今回の議題は、今回の指定の考え方について、特定外来生物等

の選定について、それからその他の3件でございます。

では、最初の議題の(1)に参りたいと思います。それでは、今回の指定の考え方について事務局から御説明をお願いします。

【環境省 深谷外来生物対策室長補佐】 それでは、資料1に基づきまして御説明をさせていただきます。

「2018～2019年度特定外来生物指定の考え方について」でございます。先ほども挨拶の中で室長からございましたように、昨今の指定につきましては2015年3月に公表した生態系被害防止外来種リストを踏まえて、優先度をつけながら追加の指定をしてきているところでございます。一方で、引き続き指定すべき種というのが新たに情報を得られたりしている中で、この2カ年度の中でグループ会合を開催して、今後の全体会合に向けて検討いただいているというのが現在の状況でございます。

特定外来生物の指定の全体方針、2.のところでございます。優先順位につきましては、今も少し申し上げましたように、外来種リスト掲載種の中から検討していくということで、例えば侵入がまだされていないものについての予防ですとか、侵入初期のものについての効果を狙った指定ですとか、そういった考え方で分類群ごとに検討しているところでございます。

昨年度の後半からの状況としては、まず植物の分類群について、3月1日にグループ会合を開催しております。また、ちょっと日付がひっくり返りますが、2月末にその他無脊椎動物を対象に検討しておりまして、こちらはいずれもリスト掲載種の中で議論の積み残しがあったものを御議論いただいて、ここに挙げていますような種を指定の対象ということで御承認をいただいたという経過でございます。

めくっていただきまして、3番目、今回御議論をいただきます昆虫類等陸生節足動物につきましては、リストに掲載があるというよりは昨今のヒアリ対策の状況ですとか、それに伴う港湾での調査等で見つかった種に関して、早期対策という観点から指定をしていきたいということで、ヒアリ類、ハヤトゲフシアリということで指定候補に挙げさせていただいております。詳細については、この後も御説明を申し上げたいと思います。

最後に、指定までのスケジュールでございますが、申し上げましたようにアリ類を主な指定の対象としているということもありましたので、8月前半にヒアリ対策等でさまざまにかかわりを持っていただいている先生を中心にヒアリングをさせていただいております。その内容を本日、議論の中でも取り上げさせていただいております。本日のグループ

会合で、そういった事務局の案を御審議いただいた後には、植物、その他無脊椎も含めた分類群をまとめた形での全体会合を秋以降に、その後、パブリックコメント等の所定の手続に進んでいくということを予定しております。

資料1の説明については以上になります。

【石井座長】 ありがとうございます。

それでは、資料1ですけれども、何かお気づきの点等ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。このような考え方で臨みたいということと、スケジュール感を示していただきました。なければ、先のほうが本体の議題のようですので進ませてもらいたいです。

次が(2)です。特定外来生物等（昆虫類等陸生節足動物）の選定についてということで、ここは資料2-1、2-2、それから3のあたりをご説明いただければと思います。それから、先ほど御説明がありましたように、専門家に対するヒアリングをしていただいています。その内容が資料4になっているようです。では、あわせてご説明をお願いします。

【環境省 深谷】 引き続きまして、事務局より御説明申し上げます。

まず資料2-1、2-2につきましては、ヒアリ類、ハヤトゲフシアリ、今回、指定の候補として挙げさせていただきました2種類について、それぞれ文献等から拾い上げた情報を整理してございます。

資料3について、そういった情報をもとに指定するに当たって、政令上の規定を意識した表の形で整理をさせていただいております。

では、まず資料2-1から説明をさせていただきます。ヒアリ類ということで言葉はくくってございますけれども、その中身としては、現在既に指定をされているヒアリ、アカカミアリを含む4種群23種を想定しているものでございます。また、その種間の交雑もあるということで、交雑種も含めた指定をするということを考えています。

4種群でございますが、まず、ソレノプシス・ゲミナータ種群6種を含みます。この中にアカカミアリも含まれてございます。次に、ソレノプシス・サエヴィシマ種群、14種から成る種群ですけれども、この中にヒアリですとか、あるいは和名がついたもので言うとクロヒアリというものが含まれてございます。そのほか、ソレノプシス・トリデンス種群2種、ソレノプシス・ヴィルレンス種群1種ということで合計23種となります。これについては、評価は申し上げますとおり、特定外来生物にすることが必要ではないかと

いうこととございます。アカカミアリ、ヒアリについては既に指定されておりますし、リストにも掲載されている。

原産地の情報について各種群ごとに、さらに種ごとに細かく書いておりますが、主には全体として南米原産ですけれども、ゲミナータ種群の中には一部北米も含めて分布域を有している種があるということとございます。

2ページ目に行ってくださいまして定着の実績、既に指定されているアカカミアリ、ヒアリに関する情報がやはりどうしても多くなっておりますので、既に御承知おきのところが多いのかなとは思いますが、アカカミアリについては北米、南米からかなり広く世界全域に広がっていて、日本においても火山列島で定着をしているとか、南西諸島についても侵入の履歴があるというようなところとございます。ヒアリについては昨今も話題になっておりますように、1930年代に北米に入って以降、昨今ではオーストラリア、それから台湾、中国というふうに2000年代になってから定着が進んでいるというところとございます。その2種群以外については、現状としては具体的な情報がないというのが現状とございます。

ここまでのところで評価の理由を記載させていただいておりまして、ヒアリ、アカカミアリの分布拡散に伴い、生態系、農業、人体への影響が見られているというところなんですけれども、ヒアリ、アカカミアリ以外の4種群23種というのは、なかなか情報はないとはいえども形態的に非常に似ていて分類が困難である。また、雑種を形成することもある。生態的にも類似しているのので被害は想定されるだろうというところが今回、評価の理由の一番大きなところかと思えます。

なお、今回、トフシアリ属全体ということと申すと220種ほどいて、在来も含まれますので、今回お諮りしている23種という範囲の指定を考えているものとございます。

7.被害の実例とございます。生態系に係る被害、人の生命・身体に係る被害、農林水産業に係る被害ということで、外来生物法の法目的に即して3つを挙げて、それについて同じように種群ごとに記載をさせていただいております。詳細については割愛をさせていただきますけれども、アカカミアリ、ヒアリ、既存の侵入種に関しても、同じ昆虫類だけではなくて、爬虫類とか鳥類とか、あるいは哺乳類への被害も記録があるといったところとございます。また、4ページ以降ですけれども、人の生命・身体に係る被害ということでも、昨今言われておりますように、少なくともゲミナータ、サエヴィシマに関してはアナフィラキシーについての文献等の記録があるというところとございます。

5ページ目に行ってくださいまして、農林水産業に係る被害というところと申すけれども

も、こちらについても、もちろん人への被害があることで農作業の妨げになるというところもございますが、最近の文献等では農作物の種子自体を食害する、あるいは実生とか根とかを加害するといったものも散見されております。また、家畜等への刺咬被害で牧畜への影響もあるといった情報もまとめてございます。

その他の社会的被害ということで、インフラですとか電気製品等への被害についても、文献などでは情報が集まってきているところでございます。

6 ページ目、生態学的特徴のところですが、このあたりは今申し上げた被害のところと表裏のところがございますので割愛をさせていただきます。

9. 我が国への侵入経路でございますが、こちらはヒアリ、アカカミアリの対策の中でも明らかになってきておりますように、やはりコンテナ等に付随して非意図的に侵入してくるという状況が確認されているということを記載させていただいております。

7 ページ目、10. 形態的特徴並びに近縁種、類似種などについてというところでございます。こちらはお手元にお配りした写真資料もあわせてごらんをいただければとは思いますが、トフシアリ属220の中からこの23種を選ぶに当たっては、触角鞭節第2節、写真資料で矢印をつけさせていただいている部分ですけれども、ここの幅より長さが長いことで220種の中から23種を特定できるというのが形態的な特徴として挙げられております。それ以外の23種の中での見分けというのはなかなか難しいというところではございますが、まだ日本に侵入記録のないヴィルレンスとトリデンスに関しましては、ゲミナータ、サエヴィシマとは違って、ワーカーが単型であるという特徴があると文献にございます。

めくっていただきまして、8 ページ目、11. 防除に関する情報でございます。こちらを中心になるのはどうしても実績の多いゲミナータ、サエヴィシマになっておりますけれども、過去、アメリカで検討されている駆除の手法ですとか、最近で言いますと、ワサビ成分が有効であるというような知見も出てきているというところ。また、被害としては、よく引用される数字ですけれども、アメリカでは年間6000億から7000億の被害が生じているといった情報を記載させていただいております。

12. 以降は、かなり大量になりますけれども、参考文献を添付させていただいております。

続きまして、ハヤトゲフシアリ、資料2-2でございます。こちらについても評価としては特定外来生物ということでお諮りをさせていただいております。これは先ほども少し申し上げましたが、昨今の港湾での調査等で新たに見つかり始めたということもあ

て、生態系被害防止外来種リストへの掲載はございません。原産地は南ヨーロッパということで、アフリカですとかインド、オーストラリア、あるいは太平洋の島嶼、東南アジアに広がってきている。防除等の実績もあるということですが、国内では2017年、名古屋港で発見されたのを皮切りに、東京港、大阪港、博多港で発見、一定のコロニーも確認されています。ことし、志布志港、鹿児島で発見されていますが、こちらは単体の固体が発見されたのみで、コロニー等の確認には至っておりません。

こういった状況を踏まえて、また専門家の観察に基づく知見等を踏まえまして、評価の理由というところについてはアルゼンチンアリと同程度の侵略性があるということで、各国で侵略的な外来アリとしての防除が進められている状況を踏まえて、国内においても侵入防止、初期侵入段階での早期防除を進める必要があるだろうということで指定を検討してまいりたいというものでございます。

被害の事例としましては、昆虫類、あるいは節足動物への加害、あるいは捕食等が観察されているというところでございます。人の生命・身体に係る被害については報告はございません。

めくっていただきまして農林水産業に係る被害については、アブラムシ、カイガラムシ等を保護するというところで、間接的に農業等に影響を与えるといった指摘がございます。また、アルゼンチンアリに類似しているということで、住宅地等で発生した場合に不快害虫、家屋害虫となる可能性が指摘されているといったところでございます。

生態学的特徴ですとかは資料のとおりでございます。

侵入経路は、断定はしておりませんが、コンテナ等に付着して入ってきたということが疑われているものというふうに考えております。

11.の防除に関する情報につきましては、おっしゃるように複数回侵入があつて、侵入があつた箇所では一定の防除が行われて効果も見られている。また、国内に関しましても、名古屋港では液剤を使った防除を進められて効果が見られているという情報も聞いております。東京港、福岡の博多港でも関係者で防除を行っているというような状況がございます。

以上、資料2-2まで御説明をさせていただきましたが、ちょっと資料が飛ぶんですけども、資料4を少し御紹介させていただきます。

資料4、1枚でまとめた「アリ類専門家へのヒアリング結果について」というものが頭にありまして、机上配付のみとさせていただきますが、ヒアリングをした方々から

いただいた生のコメントをA3横置きの紙の中に記載をさせていただいております。

資料4のみ簡単に説明させていただきますが、6人の先生方にヒアリングをさせていただいた結果、ヒアリ類については指定することは妥当だろうということで各者御意見が一致しておられました。留意点としては、ヒアリ、アカカミ以外は確認されていない。また、今後侵入する確率もそんな高くはないかもしれないというようなコメントもありましたけれども、未然防止ということで形態、生態の類似した種を一括指定することについては皆さん御賛同いただけたというふうと考えております。

また、ハヤトゲフシアリについても、各者妥当性ありという御意見で一致をしております。ただ、幾らかデータが少ないというような情報について少し御懸念はありましたけれども、やはり侵入初期できちんと対策をすることから指定することの意義はお認めをいただいているというような意見の概要になっております。

以上を踏まえまして、ちょっと戻る形ですが、資料3が今御説明申し上げましたような知見を踏まえた指定に係る案でございます。特定外来生物としては、再三御説明しておりますように、4種群を新たに指定する。その結果、アカカミアリ、ヒアリ、種名で指定されている2種は削除されることとなります。あわせて、4種群に属する種間の交雑を網羅的に含められるような記載ぶりを検討しております。また、ハヤトゲフシアリについては1種のみでの指定となっております。

被害の概要については、被害情報としては資料2-1、2-2に各被害は記載があるんですが、その中でも特に政令での指定、あるいは告示の記載の中で特に強調する要素として書いているのが、ヒアリ類で言えば生態系の被害、人の生命・身体への被害、ハヤトゲフシアリで言うと生態系の被害ということになってございます。

未判定外来生物、形態、生態等が類似していて、情報不足けれども、警戒をしていく、輸入を規制しておくべき種ということなんですが、これらについては意図的な移入というのはなかなかなかろうということもございまして、未判定外来生物については現状案としては掲載はしておりません。

一方で種類名証明書を添付する種ということで言えば、ただ、そうはいつでもヒアリ類に関しては、在来種を含むトフシアリ属という1つの塊を仮に研究目的とかで輸入されるような方がいた場合に、万一にもヒアリ類が入っていないように確認するという趣旨から、トフシアリ属というくくりで種類名証明書を添付するものとして位置づけることがいいのではないかなと。一方で、ハヤトゲフシアリについても同じようなリスクはあ

り得るんですが、ただ、トゲフシアリ類全体の分類自体がまだ固まっていないところもあるので、この部分を種類名証明書添付というふうなカテゴリーをつくるのがなかなか難しい現状もあるということで、種類名証明書の添付は特定外来生物として指定するハヤトゲフシアリのみということで考えてございます。

ちょっと説明が長くなりましたが、資料2から4までの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

【石井座長】 ありがとうございます。ということで、具体的な提案としては資料3が一番わかりやすいですけれども、現在、ヒアリとアカカミアリの2種が種の形で特定外来生物に指定されていますが、トゲフシアリ属の4種群23種としてまとめていきたいというご提案です。さらに、その雑種も含めましょうということですね。もう1つ新たにハヤトゲフシアリ属のハヤトゲフシアリも加えたい、このような御提案の内容だと思います。

それでは、順番に行きたいと思います。最初はヒアリ類4種群23種、このあたりについて、資料2-1で説明していただいたところですが、御意見、御質問を受けたいと思います。

【小野委員】 雑種のことについてなんですけれども、米国で報告されているということが書いてあるんですね。これは橋本さんの意見ですけれども、資料4ですか、交雑種が繁殖可能なことも割と頻繁に見られるのかどうか、あるいはこのことによって広く交雑種も雑種も指定しておいたほうがいだろうということなのかということですね。なぜかというと、今後いろいろ指定していく上で、割に雑種もということが検討されると思うんですが、それについて何かもう基準になるようなことをお考えになっているのか、あるいはヒアリ類だけについて雑種も入れたのかということをお聞きしたいと思います。

【石井座長】 そうしたら、ご質問があったら最初に全部受けましょうか。

【荒谷委員】 私の質問は、資料4にもあるように、専門家の御意見の中でヒアリとアカカミアリの和名が変更されたり消失することへの懸念というのを皆さんおっしゃっていて、結局、この資料3で見ると、いわゆる学名をローマ字読みというか、片仮名読みしたやり方で今後諮って行って、やはりアカカミアリとかヒアリという名前が事実上表に出なくなるという理解でよろしいんでしょうか。また、その点についても今回議論する余地があるのかというあたりも含めてお願いいたします。

【石井座長】 ほかにはいかがですか、ご質問からいきましょうか。では、平井委員お願いします。

【平井委員】 3ページの生態系に係る被害というところで、2つ目の丸で「硫黄島においてほかのアリ類を駆逐し最優占種となっている」という記述があるんですけども、これは、この種群の中のどれを指しているのかというのを教えてください。

【石井座長】 ほかはいかがでしょうか。

それでは、ここまで3つ質問がありました。雑種のところ、和名のヒアリ、アカカミアリをどうするか、それから硫黄島での問題というのはどの種かということですね。では事務局からお願いします。

【環境省 北橋】 まず、1つ目の雑種の考え方についてですけども、基本的には雑種であるということをもって明らかに生態系等の被害がなくなるということであれば、やはり同様に指定をすべきなのかなというふうに考えております。実は今、外来生物法の枠組みで言うと、1つ1つ何と何の外来交雑種というのを指定しないと、法律上の効果を持たないということになっておりますので、個別に指定しているという状況ですけども、一方、最近改正されました動物愛護法ですと、特定動物、いわゆる危険動物を指定する際には、ある動物を危険動物に指定すると、自動的にその血が入った交雑種は全部法規制がかかっちゃうという枠組みになっておりますので、そこまで極端なことを外来生物法でも言うつもりはございませんけれども、生態被害等があり得るということであれば、幅広く考えていくべきなんだろうかなというふうには考えております。

それから、2つ目の和名の懸念についてでございます。これについては、和名そのものを環境省等で決めるというのは、仕組み的にはそういうわけではございません。あと、法律上、指定するということと言うと、やはり学名を使っていかないと確実な種の固定というか、確定ができないというところでこういったことを考えてございますが、一方で普及啓発というか、世の中に対して周知を図っていくという中では、やはり一般に通じているヒアリ、アカカミアリといった名前というのは相変わらず使っていくことになるんだろうなというふうに考えてございます。

それから、3つ目の硫黄島で優占している種でございますけれども、こちらはアカカミアリについてになります。

【石井座長】 よろしいでしょうか。では、ほかに御質問、御意見等があったら伺いたいと思います。いかがでしょうか。

法律的には、先ほどの荒谷委員の質問に関して言ったら、学名が表記されるけれども、これだとわかりにくいので、広報や普及的にはアカカミアリやヒアリという名前を使うこ

ともあるということですね。

【荒谷委員】 例えばアカカミアリ類とかヒアリ類とか、そんな呼び方をすると考えていいんですか。種群に対して。

【環境省 北橋】 種群といっても恐らく通じないと思いますので、全体を指す場合としてはヒアリ類という言い方を使うことになるでしょうし、実際、今、侵入して食いとめている種というのは、ヒアリ類全部について入ってきているわけではございませんので、個別に事例のある種を名指しで出すというのも有効かなというふうには思っております。

【石井座長】 もう1つ、専門家に対するヒアリングの際に、和名の話も出ていましたね。現在のヒアリをアカヒアリ、それからアカカミアリはネッタイヒアリを使うのはどうかという意見です。この辺を含めて、今、学名、和名の話をしているので、ここで議論するのがいいかなと思うんです。

私は、個人的には、和名というのは1度使い始めるとなかなか変わらないので、誰かがこっちがいいだろうと提案しても、それを使ってくれるというより、むしろ混乱させてしまうほうが大きいのかなと思ったりするんですけれども。この辺は荒谷さんに振ります。

【荒谷委員】 私も個人的には、正確な同定という意味ではまさに学名に頼るべきだと思いますけれども、例えば実際、ソレノプシス・ゲミナータ種群なんていうのをニュースでそのまま使うか。女子アナがこれを読んだときに、全くわかんないですよ。アリのことを指していることすらわからないと思うんです。そういった意味では、外来生物等の場合には、農作物だとか、あるいは人の人体に対する影響とかいう意味で普及啓発というのが一番重要ですから、その際にはやはり定着している名前をむしろ積極的に僕は使うべきじゃないか。和名と学名は切り離して、それぞれの役割が違うという認識のもとに、むしろすべきではないかと思えますし、そのほうがより対応としても迅速にできるし、幅広くできるのではないかと正直思います。

ですから、僕は、正直アカヒアリとかいうふうに変えるのもちょっとどうかなというふうに、だから、ヒアリ類、その中でこれまで例えばヒアリと呼んでいたのをアカヒアリと呼ぶとか、そういうただし書きになるんでしょうけれども、このあたりは慎重にやはり議論が必要かと思えます。

【石井座長】 だから、言い方としては、ヒアリ類4種群23種みたいな言い方になるんですかね。それと、その4種群に属する種間の交雑により生じた生物というふうな表現にきつとなるんです。ただ、それは一般向けの言い方であって、法的な扱いのほうはここに

書いてある表のとおりになるんですね。

【環境省 北橋】 そうですね。法律上の指定で言いますと、これはまだ法制局とかと詰めていないので最終的なところはわかりませんが、ヒアリ類ではなくて4種群のそれぞれが書かれることになるのかなというふうに今我々のほうでは想定をしております。

【石井座長】 よろしいですか。

【荒谷委員】 こだわって申しわけない。こういうときに折衷案で、まさに折衷なんですけれども、例えばヒアリという名前が定着していて、それが属レベルとかでゲミナータヒアリとか、そんな呼び方もまずいですか。こういう学名との和洋折衷案みたいなのが時々出てくるんですけれども、少なくとも一般の方には、先ほど申し上げたように、これはアリであることすらわからない話なので、例えばそんなことも、今この場で決めることではないかもしれませんが、例えば今後の普及活動の中では考えていかれるべきではないかと思います。

【石井座長】 これは検討していただくということですかね。その上のヒアリ類の4種群に関してですけれども、特にこの指定に関して反対とかいう御議論はないですか。五箇委員、よろしいですか。

【五箇委員】 ヒアリ類に関しては、多分荒谷先生も御存じと思うんですけれども、分類はすごく流動的で、まだ進行中ということもあるので、ここは種群という形でまとめて指定しておかざるを得ないと思います。ただ、寺山さんのところの指摘にもあるように、指定しようとする23種とそれ以外のヒアリ類は決定的に違うので、この23種の中は変動があっても、非常に危険性のあるものはこれで一応カバーできるという意味では問題ないだろうと。特段毒性が強いとか、非常に定着性が似たような感じがあるというものをここにまとめているという意味では、この指定で問題ないですし、現実アメリカなんかではかなり複数種入って困っていると。もうその辺はごっちゃにして防除しているのが現実でありますので、この指定で僕も問題はないというふうに思っていますし、専門家の皆さんもそれでもう了解を得ていますので問題ありません。

先ほどから問題になっている和名については、現実ヒアリ、アカカミアリという呼び名で困っているという事例は余りないので、このままで困っているというか、こだわっているのはむしろ昆虫の分野の先生のほうなので、法律上はこのままでいったほうが僕は混乱はないだろうと思います。あくまでも論文上の話であったりとか、そういうところは慎重にやることであろうと思いますけれども、先ほど言ったようにアカカミアリに関しては、

アカカミアリ類なり、アカカミアリの近縁種群であるというような形で、どのみち新聞紙面上というのは文字数云々も含めて、そこまで細かく書くことはできないというのがありますから、その辺は僕は、この呼び名を使っていくのが妥当であろうと思っています。現実、我々も現場に立っていて、これで何か困ったという事例は今のところないので、僕はこれでよろしいかと思っています。

【石井座長】 ありがとうございます。もう1つの悩みどころとしては、この4種群という表現を使うか、専門家に聞くと23種と言っているので、23種の種名をべたっと並べる方法もあることはあるんですけども。どうも専門家のご意見を見ても、この23種の安定性があるかどうか難しいようですね。そういう意味で言ったら種群のほうがまだ安定しているだろうと考えて4種群を使うのがよい、そんな理解ですかね。

森本委員いかがでしょうか。

【森本委員】 特にございません。

【石井座長】 それでは、この部分は特に御異議がないので、表記はこの4種群として雑種も含めるという形でまいりたいと思います。

それでは、続けて次のハヤトゲフシアリのほうですね。資料2-2をごらんください。こちらにつきまして、ではまず御質問があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

これはニューフェイスなんですけれども、種として取り扱うのですが、専門家のヒアリング結果を見ると、実はこれにも亜種があるようで、16亜種と書いてありましたね。こちらのほうも、未整理な部分はどうもありそうということで、亜種ではなくて種として扱うということですね。そういう御提案になっています。これは長くて読むのが嫌ですけども、ハヤトゲフシアリのところに学名が書かれているこの種を選定するということです。その下に亜種がありますが、それらを一括して扱うという御提案のようです。

では、御質問等があったらお願いします。平井委員お願いします。

【平井委員】 原産地が南ヨーロッパということなんですけれども、原産地周辺では特に被害とかはあるんでしょうか。

【石井座長】 では、質問だけ受けたいのですけれども、ほかにありますか。今のだけでいいですかね。では、なければ今の点、いかがですかね。被害の状況についてです。

【環境省 深谷】 広がりとしては資料にありますとおりの広がりがありますが、原産地周辺で特段被害の情報というのはいないです。

【平井委員】 原産地では普通のアリの1つというような。

【環境省 深谷】 そうのことだというふうに思います。

【五箇委員】 逆に言うと、原産地だと被害を及ぼさないものが外来種だと考えたほうが僕はよろしいかと思えます。だから、原産地では、むしろ多分レアな岸壁に生息しているような種であろうとされているんですが、むしろ原産地情報が不足しているという状態になりますから、そういったところで侵入地では確実にふえている。こちらに記載のあるとおり、マダガスカル、インド、オーストラリア、グアム、マレーシア、東ティモールといったところで明らかにふえているということは間違いのないということになりますので、一応外来種としてのパフォーマンスは発揮していると考えています。

【石井座長】 多分そうですね。原産地では外来種じゃないですからね。

ほかはいかがですか。では、荒谷委員。

【荒谷委員】 資料4の専門家の方のコメントを見ると、これは半数以上の方が種としての指定よりは、その近縁種とか種群とかグループとか、そういう指定のほうがよいというコメントを実際に残されているんですけども、分類の現状も含めて、実際これは種としての指定が妥当なのか、今現在でのお考えはございますか。

【環境省 深谷】 そういったコメントをいただいているので、ただ、ハヤトゲフシアリ、亜種も含む周辺の分類がはっきりしない以上は、この範囲であるという特定が難しいということで、s. l. という表記をするとか、そういった御提案も一部にはあったんですが、政令上、そういった規定はなかなか難しそうだとところが1つございます。

一方で16亜種ぐらいいる、それが世界の各地で見つかっているものはそれぞれ別の亜種名がついていたりするんですけども、実は精査していくと1つの種になるかもしれない、あるいは二、三種ぐらいにまとまっていくかもしれない。その辺はわからないところはあるんですが、少なくとも日本で警戒すべき種として *frauenfeldi* という亜種も含む種という名称で指定をしておけば、警戒の範囲としては十分だろうということで、最終的には寺山先生とか辻先生からもそういったコメントはいただいているところです。

【石井座長】 よろしいですか。ほかはいかがでしょうか。

では、こちらについても先ほどの資料3を見ていただいて、こういうふうな書き方になるということですね。トゲフシアリ属ハヤトゲフシアリ、学名については種名として亜種名は入れない。それから、被害の概要については記載のとおりで、未判定外来生物はヒアリ類もそうですけれども、なし、種類名の証明書の添付についてはハヤトゲフシアリと記

載する。こんな形の提案になっていますけれども、この形でもよろしいでしょうか。特に反対の意見はないですね。

それでは、この御提案のとおり、資料3のとおりお認めいただいたということにしたいと思えます。

指定の方法とか和名の取り扱いとかについて議論がございましたけれども、最終的には事務局のほうで法制局と協議することもあるようですので、それを踏まえて決定していただければというふうに思います。

それでは、このような形で承認するということにいたします。よろしいでしょうか。

では、なければ議題はその他のところになります。この際ですから、いろいろな御議論ができればと思うんですけれども、最初に事務局のほうで用意していただいたのがクビアカツヤカミキリについての資料ですので、これを説明していただきましょうか、お願いします。

【環境省 深谷】 資料5に「クビアカツヤカミキリについて」ということで資料をお配りさせていただいております。

こちらは直近のことですが、2018年1月15日に指定ということで、その直前のグループ会合でも御議論いただいた種でございます。ことしに入っても、各地で報道等でも取り上げられることがございまして、先生方からも御意見をいただくことがございましたので、現状についてまとめて御報告をさせていただきます。

まず1番目に分布に関する情報ですけれども、2012年の愛知県以降、10都府県というふうに資料はなっておりますが、最新の情報が漏れておまして申しわけありません。この8月にも茨城県で新たに発見があったという発表がされておりますので、正確には茨城県も含む11都府県というのが我々のほうで把握している状況でございます。

行政的な主な対応状況ですけれども、指定の前段でも農林水産省のほうと連携をする形で都道府県に対しては注意喚起・対応要請を行っておりましたが、平成30年1月15日の特定外来指定後の状況としては、まずは防除の内容について告示行為を行うということをごとしの1月に行っております。

また、クビアカツヤカミキリ、木の中に入って食害をするという性格上、完全に死滅させたかどうか分からない状況で、ただ、死滅させるための施設へ運ばなきゃいけないような状況もある。それを全部手続が必要だというような整理をしていると、駆除の現場でなかなか難しい場面があるということで、運用に関する加速を図るための通知というものを

出しているというのが法律に絡む対応の状況でございます。

そのほか環境省としては、3. 具体的な支援としましては、生物多様性保全推進支援事業、外来種対策に限らない各種の生態系保全の活動を支援している事業メニューですけれども、その中の1つとしては群馬県でクビアカツヤカミキリ対策事業、昨年度から採択されている事業が1件ございます。また、今年度から推進支援事業の中に、定額補助、2分の1の事業補助ではなくて、計画を策定するというのであれば、定額、上限はありますが、250万の上限の中で全額補助しますというメニューを今年度から新設しまして、早速今年度、大阪府のほうでそういった予算を活用いただいているという状況がございます。部局間の連携ですとか市町村との連携というところに目を向けていただいていると伺っております。

4番目、農水省さんから状況を伺っております。やはり現に農業病虫害として被害が出ているという状況ですので、具体的な何か新たな施策ということではないということではございますが、各都道府県で発生状況、あるいは薬剤の情報等を発出する。農水省さんのほうでも、そういった情報を他の自治体にも共有するということが対応されている。また、農薬については今順次農薬会社のほうで登録が進んでいて、樹種ごとに登録の薬剤についてもふえてきているという状況は伺っております。

簡単ですが、説明は以上になります。

【石井座長】 ありがとうございます。クビアカツヤカミキリに関しては、ここに書いてあるとおりになんですけれども、傍聴者もおられるので、これだけだとわからないところもあるかなと思います。このカミキリムシは桜が寄主ということで、公園とかいろいろな観光地とかの桜が生木の幹に幼虫が入ることにより、やがて枯れていきます。実は私の団地の公園にもたくさんいて、次々に桜が枯れていく状態になっています。木ごと全部枯れてしまうんですね。そういう状況なので結構な注目を集めていますが、その一方で、同じバラ科植物の梅とか桃にもよく産卵し、桃の場合にはかなりひどい被害になると聞いております。

そういうわけで、この虫の防除は環境省と農水省両方が関わる事業かと思っております。クビアカツヤカミキリについて、ただ今の御説明ですけれども、何か御意見、御質問があったらお願いします。五箇委員、お願いします。

【五箇委員】 クビアカに関しては現実いろんな自治体を見て回っているというか、呼び出されて視察に行っていますけれども、相当被害が広がっており、現状の防除法ではとて

も追いつかないというのがあります。言ってみれば人海戦術になりますから、物理的防除に等しい状態になる。要はフラスを見つけて、幼虫の食い跡を見つけて、食い跡の穴の中に薬を入れるとか、あとは捕殺ですよ。成虫そのものを捕殺するといったような意味原始的な方法でしか今対処していない。

到底とめられないという意味では、成功事例はドイツに根絶事例があるとされていますが、聞くところによれば、伐倒しまくって燃やし続けたということで根絶に成功している。行政代執行ですよ。行政としても、人の家の庭の木も切ってしまうということをやったということで、防除に成功しているということもありますから、今、相当のんびりやっていますけれども、危機感を持ってやっていただかないと、あっという間に日本中の桜がまずやられると同時に、農業被害、既に徳島県では桃といった部分に相当の被害が出ており、農業、実際問題、経済被害という形で出ているということもありますから、ヒアリ以上に省庁横断でやっていただかないことには追いつかない。

農薬の登録云々と言っていますけれども、今使える農薬は現状今いるカミキリムシですら到底防除し切れるものではないやり方しかやっていないわけですから、これは本気で伐倒という対策を、言ってみれば、農水省のみならず国交省とか、あるいは場合によっては文化庁も含め協議しないと、いずれこちらの皇居や京都の御所の桜もやられて、誰か切腹しなきゃいけなくなりますので、その覚悟でやっていただかないと、相当出だしが悪いとか、自治体のほうを見ると、少なくとも農林部局としては外来生物法に入ったからということで安心してお任せしているという状態になっているというのは非常にゆゆしき状態だと思いますので、これはちゃんとしっかり中央省庁でも、環境省が音頭をとって農水と共管するという形で封じ込めを急いでいただきたいと思います。

とにもかくにも、これは実際問題、我々も今全然手をつけていないです。環境研のほうも、森林総研様が今しっかりとやっておられるということでお任せしていますけれども、森林総研は林野庁でございますから、そこは農水省もしっかりと予算も含めて管轄していただかないと、相手おくれ状態になっていて、自治体のほうからは相当悲鳴が上がっているという状況になっています。何ら防除手法の開発が進んでいない中で、写メで撮って分布を調べようぐらいののんびりした夏休みの昆虫採集の自由学習みたいなことばかり繰り返しているということで、それは結構なんですけれども、現状はもうどんどん分布を広げている中では、確実に防除するという手法はできるだけ早く開発して普及することとをまず最優先にしないと、僕はこれはヒアリ以上にやばい虫だというふうに考えていま

すので、そこはしっかりと中央のほうで、まさにセクトを超えてちゃんとやっていただきたいと思っています。

ヒアリでも相当吠えましたけれども、国土交通省さんがなかなか動いてくれないということもあったんですけども、これに関しては農水省さんがしっかりとやっていただきたいと僕は思っていますので、よろしく願いいたします。

【石井座長】 五箇委員に農薬の専門家として聞きたいのですが、今、開発しているもの以外に有効そうな薬剤はありそうなんですか。

【五箇委員】 あります。ネオニコチノイド農薬です。これを樹幹に注入すれば、間違いなく木の中にいる害虫は防除できます。アメリカでは実際にこれを使っていますから、ただ、それをやっちゃうと桜の花が汚染されるおそれがあり、そうするとミツバチに影響が出るといったことも懸念されるということで、余りお勧めはできない上に相当な金額がかかりますね。木1本にそれだけ樹幹注入するとなると、かなりの金額がかかる。ただ、樹幹注入法は害虫防除じゃないですけども、既に小笠原のほうでアカギ防除にグリホサートを樹幹注入するというので枯らす方法をとっている。あれと同じ原理と考えれば、害虫退治でそういった手法をとることも可能となる。あとはコンセンサスの問題になってくると思いますが、もし薬剤に頼るなら、これを使って、浸透移行性殺虫剤を使っただくというのが手になります。もう痛しかゆしというところになるかと思えます。

【平井委員】 今のに関してなんですけれども、たしか1つネオニコチノイドの注入剤の登録が桜で取れていまして、桜についてはそれが多分有効だとは言われているんです。ただ、桃は新しい薬剤が次々に登録されているようではあるんですけども、全部登録が桜で、桃は成虫に効くようなものしか今のところふえていないような感じですので、桃のほうで防除に苦労するというか、方法がない状況という感じが、大阪府のほうでもそちらのほうはどうしたらいいのかというので困っている状況です。

【荒谷委員】 甲虫学会のほうからも実は本件については意見を伺っておりまして、五箇先生がおっしゃったことがまさにそのものです。正直申し上げて、もう駆除するには全部切るしかない。ただ、これについては、もともとこの指定のときにも議論になりましたけれども、例えば河川敷であるとか、あるいは神社仏閣であるとか非常に管轄が難しい。また、桜という意味で文化財的な価値も含めて非常に思い入れがあったりしてなかなか思い切ったことができませんが、カミキリムシの専門家の意見では、これはもう手おくれですということをはっきり皆さんおっしゃっています。

今、少しでも何とかする、まだ被害が出ていないところ及び分布が広がっていないところに侵入を防ぐためには、もう今、疑わしい木は全て切るという方法をとらないと、これは無理だというふうに専門家の方が複数声をそろえておっしゃっていますので、このあたりは本当にさっき五箇先生もおっしゃっていましたけれども、英断が必要なときかと思っております。

【石井座長】 これも傍聴の方で知らない人のためにご説明するのですけれども、いま出てきたフラスという用語が出てきました。この幼虫が入ると木くずを外に出すんですが、それが特徴的で、このカミキリが中に入っているだろうというのがわかるんですけれども、成虫になるまでに二、三年あるいは最長4年ぐらいかかるんですね。3年目とか4年目ぐらいになると出てくるフラスがすごく多量になるので、これは入っているなとわかるんですけれども、その段階ではもう手おくれになっているというのが厄介です。最初の若い幼虫が入っているときに、細い糸みみたいなフラスが出てきても、これが本当にそうかどうかわからなくて対応が多分おくれたりするというのが悩ましいんですね。

お願いしたいのは、農水省も含めて、これはもう深刻な問題と受けとめていただかないとダメなのではないか。関西地域で言ったら、吉野の一目千本の桜なんて、全部切ってしまうなんていう話は難しいんでしょうけれども、そうしないと防げないというジレンマの状態になっているのかもしれない。

森本委員、何かこの辺で何かありますか。

【森本委員】 桜に関してミツバチ被害の話がありましたけれども、ミツバチ被害に関して言うんだったら花の時期を外せば問題はないと思います。

【五箇委員】 浸透移行なので、結局、樹幹注入すると樹幹、木なのでずっと残りますよね。ただ、花蜜に行くかどうかは調べなきゃわからないことが多くて、木のデータは我々はとったことがないので、実際問題、農作物レベルだったら確かに花蜜、花粉に移行するのはわかっているんですけれども、果たして木というレベルで花粉、花蜜まで移行するかどうかというのは一遍本当は調査しておかないといけないだろう。逆に言うと、そういうリスク評価をさっさとしまえば、そういう方法も金さえかければとれるだろうということなんですね。

実際問題、アメリカなんかではイミダクロプリドという薬が実際に樹幹注入でカミキリムシ防除に使われているという事例はありますので、剤があるのであれば、そういったものをまずリスク評価して、きちんとそういったものを使えるようにしてしまえばいけるだ

ろう。多分今登録をとれているチアメトキサムも、実際問題はイミダクロプリドと比較して効力が勝るものかどうか確認が必要。

要はコストの問題もありますから、本当はもっと効く薬があるので、そういったものを早くリスク評価してしまっ、1回打ってみて、どれぐらい花粉、花蜜に移行するかといったリスク評価を先行してやるというのは大事だろう。そういった研究が今のところされていないというか、うちがやれと言うんだったら、予算が確保できるならば、やりますけれども、そういった予算も含めて行政が早く方針決定やらないといけない。随分この問題が出てからの出だしが早かったというか、ちゃんと発見して結構大騒ぎしたのに、今のところ、防除そのものが一向に進んでいないというのはかなり危機的状態になっているのではないかという危機感があります。

管轄が難しいというのは、先ほどお話があったように、農作物エリアもあれば、桜と言われる公園とか、私有地の所有のものであったりというぐあいに被害対象がばらばらなので、一括して管理できていないというところが非常に厄介なところがあるんですけども、せめて防除の技術開発だけは何とか早く進めて、誰でも使えるようにするということが今一番の課題ではないかとは考えています。

【小野委員】 今伺っていて、バラ科のどの程度の樹種というのも問題だと思うのは、早急に絶滅させないと野生の山に入っていっちゃったらアウトということですね。

【五箇委員】 今、おいしいものから食べていって、食べるものがなくなれば次のまずいものでも食べていってと波及していくと、そのうち、いわゆる野生樹木、野生種にも行きかねないということは、これまでの農業害虫でもよくある話なので、そういう意味では相当早く手を打たないと日本の森林被害にもつながりかねないと思います。

【小野委員】 そのように感じました。

【石井座長】 また、これも傍聴者に向け解説でもあるんですけども、かなり浸透性の農薬を使ってしまうと、例えば桃の話を平井委員が指摘していましたけれども、桃の果実に行ってしまったら、これは大変なことになってしまいます。それから先ほどちょっと議論があったように、桜の花蜜にそれが行くようであれば、花の蜜を吸った——鳥も吸うわけですけども——昆虫とかがそこで死んでしまうという被害も起こってしまいます。そういう意味ではよく研究しなければいけないけれども、最後の手段という感じはあることはありますね。

五箇委員、例えばネオニコの場合の浸透性でどのくらいの量だったらというのものもあるか

もしもありませんけれども、どのくらい残留するんですか。

【五箇委員】 作物の種類によりけりというところもあって、今のところ、我々がメタデータで解析した結果では、花蜜で数10ppb、花粉で100ppbが最高値ぐらいかなというので、このレベルだと、慢性的に与え続ければ当然ハチに影響が出るという濃度ですが、開花時期というのは限られていますから、当然桜の花粉ばかり集めるわけでもないとか、そういういわゆる暴露確率を掛け算していくと、実際問題、影響するというリスクは低くなる可能性があるというのが、我々の農薬のリスク評価の調査にのっとれば、そういった評価にはなる。

あと、先ほど言った桃云々に関しても、基本的には浸透移行性の薬剤というのは果実には行かないようにできているとされます。だから、本当は桃のほうも登録をとることはできるのですが、前例がないんですよ。そういった果実、果樹といったものに対して樹幹注入するといった形の薬剤というのはこれまで前例はないということもあるので、基本的には木そのものに対する残留というものもやっぱり懸念されるというのがありますから、難しいところはあります。果実も含め、花粉、花蜜の残留にかかるリスク評価が必要。ただ、木が大きいので、そこまで薬が行き届かなければ、リスクは随分低減するだろうと期待されます。

【石井座長】 ただ、文化的な存在の桜は、花見をしていて美しいと思うわけですが、浸透農薬のおかげでと思ったら美しくなくなってしまうかもしれませんね。

【五箇委員】 それでなくても今、風評被害というか、相当風当たりが強い薬なので、薬剤使用に対してはなかなかコンセンサスは得られないのだろうなと思っているんですが、ただ、もし切りたくなければというオルタナティブとしては検討すべき課題だと考えています。

【石井座長】 防除手段は、今のところ、伐倒して木ごと切ってしまう。そして、燃やしてしまうか、浸透農薬を使うかの二択みたいな感じですかね。

【荒谷委員】 しばらく前に、森林総研さんだと思うんですけども、糸状菌を使った防除法の話があって、あれは今現在どんな感じでしょうか。

【石井座長】 生物的防除というのはあり得るかですね。

【五箇委員】 バイオリサは、もともと果樹用にも使われているものなんだけれども、あれは昆虫寄生の糸状菌ですよ。天敵ということになると、やっぱり根絶まではいかないですよ。そういう開放系に関してはなかなか難しいだろうと。

もう1つ手があるとしたら、やっぱりフェロモン剤ですよ。相当フェロモンに頼って生きている連中なので、強烈なフェロモンでオスなりメスなり、大量に集め続けるということは今なら、このステージならまだ個体群がそれほど大きくない時期にやれば根絶への可能性はなきにしもあらずで、だから、いろいろそういう部分でケミストとして、ネオニコの問題もリスク評価するなり、そういったフェロモンをすぐ開発するなりといったことを早くやったほうがいいだろう。この件に関しては、多分ノウハウは農薬メーカーさんのほうがよほど持っているので、むしろそういった民間のほうにも投げて、実際問題、企業にそういう話をすれば、頼まれれば幾らでもやるという話はあるわけですから、合成するという部分に関しては、これは昆虫学者レベルではもう手に負えるものじゃないと僕は思います。できるだけ早くそういった技術は使ったほうがいいだろうなと思いますね。

【石井座長】 カミキリムシはガの仲間と違って、メスがフェロモンを出してオスを呼ぶのではないので、検討する価値はありそうです。フェロモン剤で徹底的に防除すると、ガの場合はオスを殺すだけになってしまい、卵を産むほうのメスは殺さないんだけど、カミキリは逆にオスがフェロモンを出してメスを呼ぶので、徹底的に集めて殺していくという防除方法は考えられるかもしれませんね。

【五箇委員】 外来種なので、特にもし特異的なものがあるなら、効率よく集中的に矮小な個体群のうちにやっしまえば、フェロモンとしての効果は高いだろうと思うんです。

【石井座長】 そうですね。

【平井委員】 先ほどの糸状菌なんですけれども、効くのは確認されているらしいんですけども、触れたら効くんですけども、それまでにもう卵を産んでしまうので、効果としては余り期待できない。

もう1つ、天敵としては、線虫剤の登録がとれていて、それも桜で使えるということで、効果のほうは私はちょっとわからないです。

あと、フェロモンのほうなんですけれども、先ほどおっしゃったように、オスを出してメスに効くということで、ほかのフェロモン剤よりは使いやすいかなというところではあるんですけども、なんか合成がかなり高価らしくて、つくるところが見つからない状況というふうに聞いています。

【石井座長】 たしか、イチジクのキボシカミキリが線虫防除をやっていたような気がするんですが。だから、線虫を使った生物的防除に効果があるんだったら使えるかもしれないですね。いずれにしても、ここでこんなことを議論している場合ではないと思えるほど

かなり深刻な状況だと思えます。日本は桜をめぐる国なので、公園だけ見ているだけでもだめです。例えば私の団地で言ったら、桜は公園にも植わっているけれども、私の家にも植わっていますからね。人の家に入って行って桜の木を伐倒するわけにもいかないという面があって、公園という観点で言うならば、例えば国交省がかかわってくるんだろうと思えますし、天然記念物だったら文化庁が出てこなきゃいけないしという意味では、五箇委員がまとめたとおりで、これはもう環境省が音頭をとって頑張ってもらいたいところではないかと思うんですね。

ちょっとここで時間をとり過ぎていますがけれども、この際、ほかの外来種について、こんなものも指定したほうがいいんじゃないかとか、この辺の外来種でこんな問題があるのかという話題があればお聞かせいただければと思います。

私のところにも、ほとんど毎週のように新しい外来昆虫が入ってきたという話があって、私の身近でもあっちにいた、こっちにいたという話がいっぱいあります。どれが侵略性があるのかという研究をする暇もなく次々に新しいものが入っている状態なんですね。この辺の話題で漏れているところ、環境省がまだ抑え切れていないところもあると思うので、お聞かせいただければと思うんですけども、何かございますでしょうか。荒谷委員、何かないですか。

【荒谷委員】 南西諸島に入っている外来種で、今、意外にやばいと思っているのはタイワンヤツボシハンミョウというのがいまして、これは実はハンミョウなので、肉食性のものなので、当然甲虫ですからアリよりもさらに大きいので、かなりいろんなものを捕食しているようなんですね。西表島のかなり山の深いところに、もともと林道沿いにぼつぼついたのが今かなり奥まで入っていて、実は竹富町のほうの条例で指定外来生物には指定しているんですけども、これはもう少し大きな観点で考えていただく必要があるのではないかと思います。

【石井座長】 タイワンヤツボシハンミョウで、これは今は沖縄だけ、八重山……。

【荒谷委員】 石垣。

【石井座長】 石垣と西表だけ、先島だけ。

【荒谷委員】 西表にもものすごく広がっています。

【石井座長】 ということですね。ほかは何かございますでしょうか。平井委員も多分言い始めたらきりがなくいっぱいあると思いますが。

【平井委員】 大阪には次々にいろんな外来種が入ってきているんですけども、侵略性

が強いとか生態系に与える影響が多いという観点からすると、特定外来生物とまではいかないうなものが多いのかなという気がしています。クスベニヒラタカスミカメなんかはかなり広がりを見せているんですが、ただ、木が大きいので防除が難しいのと、木自体が枯れることはないという感じですし、あとムネアカオクロテントウとかいうテントウムシが入っているんですけども、それもそんなに個体数が多いわけではなく、クズにつくマルカメムシをもっぱら食べているんですが、マルカメムシがその影響を受けているかどうかも定かではないといったような状況で、幾つか思い当たるものはあるんですけども、今すぐどうという感じではないです。

【石井座長】 ほかはよろしいでしょうかね。

それでは、その他のところはこのくらいでよろしいですか。特になければ、第11回の会合はこれで……。

【荒谷委員】 先ほども話題に出たんですけども、例えば今回のトゲフシアリとか、学名の変更とか分類学的な変更とかが多々あると思うんですが、レッドデータの場合なんかは、そのたびに一応検討したりしているんですけども、特定外来生物絡みでは、学名の変更とか分類学的な変更があったときに、フットワーク軽くどのような対応をお考えなのかとか、こういう会合を1回1回開くかとか、そのあたりを含めてどんなふうにお考えなのかということを確認したいです。

【環境省 北橋】 仕組み的に言うと、やはり告示のやり直しという作業は必要になってくるんですけども、そのためには有識者の意見を聞くということは定められております。有識者の意見を聞く場としては、こういう専門家グループ会合と全体会合2つあるわけでございますけれども、必ずしも会合を開くというふうに書いてあるわけではございませんので、中身によりましては、場合によってはメール等で御意見をお伺いして作業に移るということも十分可能なのかなというふうに考えてございます。

【石井座長】 これに関しては、多分そういうことが予想されるかもしれませんね。

ほかはよろしいですか。では、どうぞ。

【荒谷委員】 これは環境省さんだけの問題ではなくて、ここで発言するのがふさわしいかどうか分からないんですが、きょうの議題の中でも、2018から2019年度という使い方をしていらっしゃる議題もあって、何を申し上げたいかという元号と西暦の問題です。特に今回、平成と令和が非常に面倒くさい——面倒くさいと申し上げたらあれですけども、タイミングで変わってしまったのと、外来生物関係というのは国外と色々な知見そ

の他を含めて絡みがありますので、できたら西暦を主体に使っていただいたほうがいろんな意味で問題ないし、一般国民に対してもいろいろ伝わる部分がある。いちいち元号だと、換算し直さなくてはいけないのが今回非常にふえますので、環境省さんだけの問題ではないかもしれませんが、特に外来種絡みということで少しお考えいただけたらと思います。

【石井座長】 ありがとうございます。あとはいいですか。

では、以上で全ての議事を終えたということにさせていただきます。では、事務局にお返しします。

【環境省 八元】 石井先生、ありがとうございました。

今後のスケジュールなんですけれども、この後10月以降に専門家会議の全体会合というものを開きまして、そちらでまた御意見を聴取いたします。その後は11月以降になるかと思うんですけれども、パブリックコメントでさらに広く意見を募ります。その後、特定外来生物の指定に係る手続を行う予定であります。

それでは、以上をもちまして第11回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（昆虫類等陸生節足動物）は閉会といたします。どうもありがとうございました。

以上